

Title	天平宝字二年の『金剛般若経』書写：入唐廻使と唐風政策の様相
Author	山本, 幸男
Citation	市大日本史. 4 卷, p.1-20.
Issue Date	2001-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

天平宝字二年の『金剛般若経』書写

— 入唐廻使と唐風政策の様相 —

山本幸男

はじめに

天平宝字二年（七五八）六月から翌三年四月にかけて、造東大寺司の写経所では三度にわたる御願経書写が行なわれた。筆者は前稿において、これらの写経の關係史料を整理検討し全体像の解明を試みた¹⁾が、その結果、書写された經典について次のような知見を得ることができた。

(一) 天平宝字二年六月十六日宣による『金剛般若経』一〇〇〇卷（千卷経）書写と八月十六日宣による『同経』一二〇〇卷（千二百卷経）書写は、光明皇太后の病氣平癒のため計画実施された一連の事業で、千卷経書写では新来の漢訳本である真諦訳の祇樹林本が、千二百卷経書写では菩提流支訳の婆伽婆本がそれぞれ底本に据えられていた可能性が高い。

(二) しかし、光明の病状は七月になって悪化したため、急遽『千手千眼経』一〇〇〇卷・『新羅索経』一〇部二八〇卷・『薬師経』一二〇卷（千四百卷経）の書写が同月四日に命じられた。この時に

書写された『新羅索経』は、新来の『不空羅索神變真言』であったことが指摘されているが、²⁾『千手千眼経』の場合も当時最も新しい漢訳本であった菩提流支訳のものが底本に用いられていたと考えられる。

そして、このような確認点をふまえて、三度の御願経書写の政治的思想的意義を理解するには、¹⁾『金剛般若経』が二度にわたって大量に書写された理由、²⁾千卷経書写で新来の漢訳本が底本に据えられた理由、³⁾千卷経・千二百卷経書写と千四百卷経書写の相互関係を問う必要があるとした。

本稿の目的は、前稿で提示した右の問題に取り組むことにあるが、以下では『金剛般若経』に焦点を当てて大量に書写された背景を検討し、解明への糸口を探りたいと思う。³⁾

一 般若經典の転読と書写

般若經典は、漢訳で四二種以上あるといわれるが、¹⁾『日本書紀』や『続日本紀』⁵⁾に登場するのは『大般若経』『仁王般若経』『金剛般若経』

『般若心経』の四種である。このうち最も早く見えるのは『仁王般若経』で、『日本書紀』によると斉明天皇六年（六六〇）五月に「仁王般若之会」が設けられ、天武天皇五年（六七六）十一月二十日（甲申）には『金光明経』とともに「四方国」で説かれ、持統天皇七年（六九三）十月二十三日（己卯）になると「百国」で四日間講じられている。『仁王般若経』が護国經典として扱われたことは『続日本紀』にも見えており、天平十八年（七四六）三月十五日（丁卯）の勅では、これまで「為令皇基永固、宝胤長承、天下安寧、黎元利益」に『仁王般若経』が講じられてきたことが述べられている。この点は「大般若経」の場合も同じで、天平七年五月二十四日（己卯）に「為消除災害、安寧國家」に宮中及び大安・薬師・元興・興福の四寺で転読され、同九年三月三日（丁丑）には国ごとに一部（六〇〇卷）写させるなど、消災・護国のために『大般若経』の転読や書写の指示がこれ以降繰り返して出されている。⁶⁾

『金剛般若経』は、天武天皇十四年十月に宮中で説かれたことが『日本書紀』に見えるが、災異に効能を発揮する經典と解されていたらしく、『続日本紀』では神龜四年（七二七）二月十八日（辛酉）に「為銷災異」に中宮で転読され、天平七年八月十二日（乙未）の勅では、大宰府の疫気対策のため府大寺や別国諸寺で『金剛般若経』を読ませるよう命じられている。しかし、天平宝字二年（七五八）七月二十八日（戊戌）になると、「為令朝廷安寧、天下太平」、国別奉写『金剛般若経卅卷』、安置国分僧寺廿卷、尼寺十卷、恒副『金光明

最勝王経、並令転読」との勅が出され、『金剛般若経』が『仁王般若経』『大般若経』といわば同格の護国經典として位置づけられるようになった。同年八月十八日（丁巳）には、「来年己亥、当会三合」「三合之歳、有水旱疾疫之災」として「宜告天下諸国、莫論男女老少」、起坐行歩口閑、皆尽念誦摩訶般若波羅蜜」と命じる勅が出され、『般若心経』の念誦も求められているので、この天平宝字二年の七・八月は、般若經典を重用する気運が大きく盛り上がった時期と評価することができる。

『続日本紀』ではこれ以降、『仁王般若経』の講説や『大般若経』の転読などが散見し、⁷⁾ 宝龜五年（七七四）四月十一日（己卯）には『般若心経』の念誦が再び求められているので、これら般若經典に対する護国の期待はその後も続くことが知られるが、『金剛般若経』の場合は、右の天平宝字二年の記事を最後に転読などの指示が見られなくなる。もともと、『日本後紀』以下の正史には、消災などの目的で転読がなされたことが記されており、⁸⁾ 『金剛般若経』に対する依存もさほど変わらなかつたと見られる。ただ、『続日本紀』での記事の出方から推せば、護国經典としての需要がその後『仁王般若経』や『大般若経』に比して低下することは否めないようであり、これより天平宝字二年の『金剛般若経』重用策がいかに突出したものであったかが読み取れるように思われる。

『続日本紀』から窺われるこうした『金剛般若経』に対する取り扱いは、正倉院文書に見える皇后宮職や造東大寺司（前身は金光明寺造

表 皇后宮職・造東大寺司の写経所で書写された大般若経・仁王般若経・金剛般若経・般若心経

経典	発願主・宣者・その他	写経期間	典拠
心経(法花経3品・最勝王経2品・花嚴経2品と合わせて1巻)		天平5年9月	7/20
金剛般若経1巻	宮御所写進納	天平8年4月	7/24
金剛般若経1巻	親王御写	天平8年4月	7/24
能断般若経100巻・千手千眼経2巻・十一面経2巻・不空羼索経2巻・請觀世音経2巻・觀世音経2巻		天平10年2月	7/126~130
大般若経1部600巻	(福寿寺大般若経)	天平10年3月~11年11月 (中断期間を含む)	2/167~169 7/177~178
大般若経1部600巻	天平17年9月1日勅 大宮御願 難波之時御願	天平17年10月~20年9月 (中断期間を含む)	2/482~487 10/305~311
多心経768巻	天平18年曆日員日別充2巻 奉為今帝 奉為皇后	天平18年2月	9/64 11/170
仁王経61部122巻	御願	天平18年2月~3月	9/64, 71~75
十一面経11巻・金剛般若経1巻・阿弥陀経1巻	紀朝臣文主宣	天平18年12月	9/320~321
心経768巻	天平20年料	天平20年12月	10/269, 447
多心経768巻	奉為二所天平21年料	天平21年5月	3/471, 10/589
大般若経1部600巻	天平21年2月19日右大臣宣 天平感宝元年6月宣旨	天平勝宝元年11月 ~2年6月	8/370, 10/540~ 543, 11/287~300
心経1000巻・薬師経12巻		天平勝宝2年7月	11/347
最勝王経1部10巻・仁王経1部2巻	錦部稻敷宣	天平勝宝4年2月~7月	11/166 12/220, 315
最勝王経1部10巻・仁王経1部2巻・解深密経1部5巻	飯高笠目宣	天平勝宝5年2月	3/597 12/336
仁王経32部64巻	次官佐伯宿祢宣	天平勝宝5年3月	12/280, 422
仁王経32部64巻	飯高笠目宣 為仁王会日	天平勝宝5年3月	3/599, 613
最勝王経1部10巻・仁王経1部2巻		天平勝宝6年2月	13/26
大般若経1部600巻・花嚴経2部(1部80巻、1部60巻)		天平勝宝6年2月~7月	3/604, 4/1~ 12, 12/282, 13/27
法花経1部8巻・理趣経1巻・金剛般若経1巻	山田命婦宣	天平勝宝7歳12月	3/610, 12/286
心経100巻	紫微内相宣	天平勝宝9歳6月	3/611, 13/221
金剛般若経1000巻	御願 紫微内相宣	天平宝字2年6月~10月	13/245, 14/258
金剛般若経1200巻	勅旨 紫微内相(大保)宣	天平宝字2年9月 ~3年4月	4/323, 348 14/1~26
法花経45部360巻・金剛般若経45巻・理趣経45巻	坤宮官大疏高丘枚万呂宣	天平宝字4年正月~3月	14/288~304 372~374
大般若経1部600巻	勅旨(石山大般若経)	天平宝字6年2月~12月 (中断期間を含む)	5/107~110 15/157~159
大般若経2部1200巻	少僧都慈訓宣	天平宝字6年12月 ~7年4月	16/59~68, 91~ 104, 137~170

金剛般若經 20卷・最勝王經 2部 20卷		天平宝字 6年 3月 ～4月?	16ノ169～170
最勝王經11部110卷・宝星陀羅尼 經 1部10卷・七仏所説神咒經 3 部12卷・金剛般若經 600卷	内宣 弓削禪師(道鏡)宣	天平宝字 7年 3月～6月	5ノ402～411 413～432 16ノ367～370
心經 1000卷	宣(他所で書写されたか)	天平宝字 7年12月?	16ノ423～427
大般若經 1部 600卷	勅旨 御願 大臣禪師 (道鏡) 宣	天平宝字 8年 7月～12月	5ノ488～492 498～504

(注) 本表は、藺田香融「南都仏教における救済の論理(序説) 一間写経の研究」(日本宗教史研究会編・日本宗教史研究4『救済とその論理』所収、法蔵館、1974年)に掲載された「天平年間における間写経一覧」をもとに、柴原永遠男「難波之時御願大般若経について」(『大阪の歴史』16、1985年)、同「福寿寺大般若経について」(『日本歴史』450、1985年)を参照し、私見を一部加えて作成したものである。経典名は史料上の表記に従っているが、能断般若経は能断金剛般若経(玄奘訳、義浄訳)のことで金剛般若経(鳩摩羅什訳、菩提流支訳、真谛訳、笈多訳)の異称、仁王経は仁王般若経、心経・多心経は般若心経に相当する。写経期間の大半は推定である。典拠は『大日本古文書』の巻・ページ数で、主要なものを掲げるとどめた。なお、皇后宮職・造東大寺司の写経機関の変遷については山下有美『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館、1999年)第1章を参照。

物所)の写経活動でも認めることができる。表は、この両者の写経機関(以下、写経所と称す)で書写された四種の般若經典(一切經の一部として書写されたものは除く)を順に整理したものである。各經典の一部あたりの巻数と紙数を天平勝宝六年(七五四)〜天平宝字二年の例で示すと、『大般若經』は六〇〇巻一万六七九張、⁹⁾『仁王般若經』は二巻三三張、¹⁰⁾『金剛般若經』は一巻二二張、¹¹⁾『般若心經』は一巻一¹²⁾張となるので、小部の經典ほど書写機会が増える傾向にあるといえる。従って、大部の『大般若經』を除けば、一、二部程度の書写は個人蔵を目的としたものであろうから、『仁王般若經』『金剛般若經』『般若心經』の場合は、書写部数の多さが發願者の期待の大きさを表わすことになるだろう。このような観点から表を見ると、『般若心經』では天平十八年〜天平勝宝二年と天平宝字七年に、『仁王般若經』では天平十八年と天平勝宝五年にそれぞれの効能に対する期待が高まるようである。¹³⁾『金剛般若經』は、天平十年にまとまった書写があるものの、部数からいえばやはり冒頭で述べた天平宝字二年の二度の書写が群を抜き、同七年のものがそれに次ぐ。

天平宝字年間(七五七〜七六四)の写経所では、『金剛般若經』や『般若心經』の他に、天平十年・同十七年・天平勝宝元年・同六年に単発的になされた『大般若經』の書写が短期間に三度(四部)も行なわれている。これらの写経は御願によるものであるから、当時の天皇や太上天皇、皇太后らが般若經典書写の功德にいか期待するところが大きかったかが知られるであろう。

天平神護〜宝龜年間(七六五〜七八〇)の写経所では、一切經の書写が中心となるため写経を通して般若經典に対する関心の度合を見ることはできないが、表に示した天平宝字末までの様相は、『続日本紀』から窺われる事柄とほぼ対応している。なかでも『金剛般若經』の場合、勅によって宣された重用策と大量書写が時間的にも連続しており、『同経』に対する関心の高さを伝えるものとして注目される。

二 藤原仲麻呂の唐風政策

天平宝字二年七月の『金剛般若經』重用策は、退位を目前に控えた孝謙天皇の勅によって出されたが、立案に際しては、当時紫微内相の地位にあった藤原朝臣仲麻呂の意向が大きく反映されていたものと見られる。

聖武太上天皇の遺詔によって立太子した道祖王が、天平勝宝九歳三月二十九日(丁丑)に淫縦を理由に廢されると、¹⁴⁾四月四日(辛巳)藤原仲麻呂は亡男真從の妻粟田朝臣諸姉を娶わせ自邸に住まわせた大炊王を皇太子に擁立し、政權をほぼ確立した。これ以降、天平宝字八年九月十一日(乙巳)の謀反に至るまで様々な政策が出されてくるが、その中で特徴的なのが、仲麻呂の唐風趣味を反映した儒教政治と称される諸施策である。¹⁵⁾官制・税制・軍制・民政など広範囲に及ぶそれらの中で、範を唐の皇帝の施策に求めたものを先学の指摘をもとに『続日本紀』からあげると次のようになる。¹⁶⁾

まず、大炊王が立太子した天平勝宝九歳四月四日(辛巳)の勅に見える中男・正丁の年齢繰り上げ策と『孝経』一本の家藏指示は、玄宗が天宝三載(七四四、天平十六)十二月に出した施策(『旧唐書』¹⁷⁾卷九)に倣ったもので、天平勝宝七年正月四日(甲子)に「年」を「歳」に改めた策とともに、同六年に帰国した遣唐使一行の知見にもとづくものであらうとされる。翌天平宝字二年(天平勝宝九歳八月十八日(甲午)に天平宝字と改元)正月五日(戊寅)の詔で出された問民苦使の派遣は、太宗の貞観八年(六三四、舒明天皇六)正月の觀風俗使(『唐会要』¹⁸⁾卷七七、諸使上)を、淳仁天皇(大炊王)即位後の勅を受けてなされた二年八月二十五日(甲子)の官号改易は、則天武后の時代や玄宗の開元元年(七一三、和銅六)十二月の官号改正(『旧唐書』卷四二)を、三年五月九日(甲戌)の勅で宣された常平倉の設置は、太宗の貞観十三年十二月の施策(『唐会要』卷八八、倉及常平倉)を、五年十月己卯の勅に見える北京(保良京)の造営は、玄宗が天宝元年二月に北都を北京と改めた(『旧唐書』卷九)のをそれぞれ模したもので、三年六月二十二日(丙辰)の勅では、則天武后編纂の『維城典訓』を官吏必読の書と位置づけている。四年三月十六日(丁丑)の勅で命じられた貨幣の改鑄は、高宗の乾封元年(六六六、天智天皇五)に先例(『旧唐書』卷四八)があるが、玄宗の乾元元年(七五八、天平宝字二)七月にも同様の施策(『同』卷一〇)があり、二年十二月十日(戊申)に入京した渤海大使や遣渤海使を通して仲麻呂の耳に入った可能性があるという。

このように仲麻呂の施策には、太宗・則天武后・玄宗の治下に先蹤を求めるものが多く認められるが、とりわけ同時代の玄宗には強い関心を抱いていたらしく、この他にもいくつかの事例をあげることができ。たとえば、天平勝宝九歳五月二十日(丁卯)の養老律令の施行は、開元二十五年(天平九)九月の新定令・式・格・事類の頒布(『旧唐書』卷九)に、改元後の天平宝字元年閏八月十七日(壬戌)に施行された藤原朝臣鎌足創始の維摩会復興や、同四年八月七日(甲子)の藤原朝臣不比等・武智麻呂・房前、県犬養橋宿祢美千代らへの封爵等の贈与といった祖先顕彰は、玄宗(李隆基)が同姓の老子(李耳)を祖先として崇め、開元二十一年正月に『老子』一本の家藏を命じた(『同』卷八)たり、天宝二年正月に玄元皇帝の尊号に大聖祖を加えた(『同』卷九)ことに、それぞれ通じるものがある。また、天平宝字二年八月一日(庚子)には、百官の上表により孝謙太上天皇と光明皇太后に尊号が奉られているが、これも天宝七載三月に玄宗が群臣の請により、皇帝に開元天宝聖文武応道を加号した(『旧唐書』卷九)例があり類似する。

天平宝字二年十二月十日(戊申)に遣渤海使小野朝臣田守らによって、安祿山の反乱や玄宗の退位などが伝えられると、仲麻呂は衝撃を受け大宰府に対応策を命じるが、その後も玄宗の施策に関心を寄せていたことは前記の通りである。ただ、こうした追隨策は、大炊王の立太子した天平勝宝九歳四月から天皇に即位する天平宝字二年八月にかけて集中的に出されており、この間の仲麻呂が玄宗に大きく傾倒して

いたことを伝えている。先に注目した『金剛般若経』の重用策は、まさにこの時期に出されているのであるが、玄宗もまた『同経』に対し並々ならぬ熱意を注いでいた。

三 玄宗と『金剛般若経』

玄宗と『金剛般若経』の関係については、『仏祖統紀』巻四〇に「開元・引用者注、以下同じ」二十四年、勅頒「御註金剛般若経於天下」⁽¹⁹⁾、『宗高僧伝』巻一四の玄儼伝に「開元二十四年、帝親注『金剛般若経』、詔頒天下、普令宣講」⁽²⁰⁾と見え、『冊府元龜』巻五一（帝王部、崇釈一）には開元二十三年九月に中書令の張九齡らが「親注金剛般若及修義訣」を賀した上言が収載されている。玄宗の『御注金剛般若経』を布演した道氤の『御注金剛般若波羅蜜經宣演』（二巻、敦煌本）の叙には、「大唐開元中、歲次大泉猷皇帝御天下之二十三載、（中略）迺凝「睿思」、暢「述儒道」、仍懷「妙覺」、注「訣斯經」」⁽²¹⁾とあり、玄宗が儒教と道教を暢述する中で妙覺を懐い、この経を注訣するに至ったと記されている。『宋高僧伝』巻五の道氤伝によると、『金剛般若経』の注釈を進めていた玄宗が第十六能淨業障分で疑義を抱いたとき、氤に詔して経の功力を決し是非を判断し、注釈が終わると氤に宣して疏を造らせたことが見える。伝には道氤の著作として「御注金剛経疏六卷」があげられているが、これが右の『宣演』に相当するのであるう。

玄宗は、開元十年（養老六）に『孝経』を訓注して天下に頒ち（『旧唐書』第八）、同二十三年三月『老子』に注を加えて公卿士庶及び道釈二門に頒示している（『冊府元龜』巻五三、帝王部、尚黄老一）。『宣演』の叙の中で「暢「述儒道」、仍懷「妙覺」、注「訣斯經」」とあるのは、こうした儒教と道教を代表する典籍の注釈を通して仏教への関心が高まっていったからであろう。

問題は、その玄宗が注釈の対象に『金剛般若経』を選んだ理由であるが、これについては、『同経』は当時新しく勃興した南宗禪の祖慧能が重要視した經典であり、般若思想を説くこの經典を玄宗が重視したためとされている。⁽²⁴⁾ただし、菩提達摩から慧可、僧璨、道信、弘忍と伝えられた禪を都に齎したのは慧能と同じく弘忍に師事した北宗禪の祖神秀であり、都城内で伝教を始めたのは弟子の普寂とされている（『旧唐書』巻一九一、神秀伝）ので、玄宗と禪の関係を見るには神秀の法嗣にも留意する必要があるだろう。このような観点から、玄宗とかわりのある北宗禪の人々を『旧唐書』や『宗高僧伝』から求めると、普寂・義福・一行の三人になる。

普寂は、『旧唐書』巻一九一の神秀伝に「時神秀在荆州玉泉寺、普寂乃往師事、凡六年、神秀奇之、尽以其道授焉」と見え、久視元年（七〇〇）に神秀が則天武后の召により東都に至ったとき、普寂を薦めて僧としたこと、中宗は高年となった神秀に代えて普寂に法衆を統べさせ、開元十三年には勅があつて普寂を都城に居止させたこと、前記の都城での伝教については「神秀、禪門之傑、雖有禪行、得

帝王重^レ之、而未^レ嘗聚^レ徒開^レ堂伝^レ法。至^レ弟子普寂、始^レ於都城伝教、二十余年、人皆仰^レ之」と記されている。普寂はまた、神秀に師事する前に天台・戒・禪の兼学を特徴とする玉泉寺の弘景（天台宗の開祖、智顛の弟子）に学び、戒律を重視するに至ったといふ。⁽²⁵⁾

神秀の弟子として普寂と並称される義福は、京城の慈恩寺に入ったあと開元十一年に従駕して東都に往くが、その途次、蒲・魏二州において「刺史及官吏士女、皆齋^レ幡花^レ迎^レ之、所在途路充塞」という有様であったと伝えられる（『旧唐書』卷一九一、神秀伝）。

一行は、弘景について出家し、次いで普寂に師事して禪門を究め、その後遊学して律を学び、陰陽讖緯の書を詳究し算術を尋訪したといふ。また、金剛智より陀羅尼秘印を学び、普無畏の『大日経』翻訳に参じて疏を作り中国密教の基礎を築いたとされる。⁽²⁶⁾ 著作に「撰調伏藏」六〇卷・『釈氏系録』一卷・『開元大衍曆』五二卷などがある。玄宗に召かれたのは、『旧唐書』卷一九一の一行伝では開元五年のことで、「玄宗令^レ其族叔礼部郎中洽^レ齋^レ勅書^レ就^レ荆州^レ強起^レ之、一行至^レ京、置^レ於光太殿、教就^レ之、訪以^レ安国撫民之道、言皆切直、無^レ有所隱」とあるが、『仏祖統紀』卷四〇ではそれを同三年のこととし、「帝諮以^レ安国撫民之道、及出世法要、称为^レ天師^之師^之」⁽²⁷⁾と記している。

これらの人々と『金剛般若経』の関係を伝える記録は残っていないが、『同経』は「無相」を説く經典として神秀らの北宗禪でも重視されてきたといふ⁽²⁸⁾、『金剛般若経注』は普寂の影響下

に七二〇〜七三〇年頃に現れたものとされている。⁽²⁹⁾ それ故、右にあげた三人は、『金剛般若経』に対して相当深い知識を持っていたと見てよいであろう。

玄宗が『金剛般若経』を注釈するに至った背景には、京城で伝教を行なう普寂、官吏から支持を受ける義福、天師とされる一行、といった北宗禪ゆかりの人々の影響があつたものと思われる。もつとも、実際の注釈作業には前記の道暈が関与していた。

玄宗の『御注金剛般若経』を布演した『宣演』については、法相宗の第一祖窺基の『金剛般若論会釈』の影響下に執筆されているが、同世代の第三祖智周の説に言及せず、窺基の思想にも反する場合があるなど、法相宗の正統ではなかつたと指摘されている。⁽³⁰⁾ しかし、この『宣演』は人々の注目を集めたらしく、『宋高僧伝』卷五の道暈伝には、青龍寺で「新疏」〔宣演〕を講説したところ「聴者教盈^レ千計」とあり、西明・崇福二寺においても講論を行なったという。また、道暈の著作には「大乘法宝五門名教并信法儀各一卷唯識疏六卷法華経疏六卷」などがあり（いずれも現存せず）、その該博と雄弁ぶりに一行は「大梁棟伊人応焉、余心有^レ憑、死亦足矣」と感嘆し、宰相張燕は「釈門俊彦宇内罕^レ匹」と称え、玄宗も再三歎羨し絹五〇〇匹を法施に充てたと記されている。

こうした道暈の存在より、『金剛般若経』に対する関心は法相系の人々の間でも高かつたことが知られる。結局、玄宗の『金剛般若経』への傾倒は、北宗禪の他に非正統とされる法相学者の影響も被つてい

たということになるだろう。

玄宗は、『御注金剛般若経』の完成を賀した張九齡の状に対する批答の中で、『金剛般若経』を「不壊之法、真常之性、実在此経」(『全唐文』卷三七)と評価し、天寶年間(七四二―七五五)には『御注金剛般若経』を石刻し立てさせるに至っている。⁽³²⁾『仏祖統紀』巻四〇には、開元十五年に病没した遂州の任善が生前『金剛経』を誦した功德により冥界から生還した話や、漣水の趙璧が亡妻のため『金剛経』一部を造ったところ妻は天に生を得ることができた話、同十八年には武功県の丞蘇珪が常に『金剛経』を誦したため亡妻が蘇り、それを聞いた帝(玄宗)が発心持経した話が載せられている。これらの靈驗譚は、開元六年に孟献忠が『金剛般若経集驗記』を撰したことと合わせて、当時の『金剛般若経』信仰の盛行を伝えるものであるが、皇帝の万寿を祝する聖節の儀式においてもこの經典が誦誦されていた⁽³⁴⁾という。

玄宗の『御注金剛般若経』の述作と頒示及び石刻という施策には、こうした延命の効果を持つと信じられていた『金剛般若経』の本質(「不壊之法、真常之性」)を、皇帝の名において臣下や民間に周知徹底させ、人心掌握をはかる目的があったのであろう。⁽³⁵⁾

四 天平勝宝六年の入唐使

藤原仲麻呂の傾倒ぶりから推せば、天平宝字二年七月の『金剛般若

経』重用策は、前節で見た玄宗の施策の影響を受けて実施されたものと見てよいだろう。となると、仲麻呂がどのようにしてそれを知りえたのが問題になるが、これについては先の中男・正丁の年齢繰り上げと『孝経』一本の家藏指示の場合と同じく、天平勝宝六年に帰国した入唐使一行の知見によるのではないかと思われる。

『統日本紀』によると、この天平勝宝六年には同二年度の遣唐使のうち、正月十六日(壬子)に副使大伴宿祢古麻呂が唐僧の鑑真・法進ら八人とともに帰国(第二船)、翌十七日(癸丑)にはもう一人の副使吉備朝臣真備の船(第三船)が紀伊国牟漏崎に到着し、三十日(丙寅)には先着の大伴古麻呂が帰朝報告を行ない、天寶十二載(天平勝宝五)の朝賀の席で新羅と順位を争ったことなどが伝えられている。四月十八日(癸未)になると、判官布勢朝臣人主の船(第四船)が薩摩国石籠浦に到着したと大宰府から報告されたが、大使藤原朝臣清河と阿倍朝臣仲麻呂の乗った船(第一船)は阿倍奈波嶋(沖繩嶋)で座礁し、再出発したものの逆風に遭い清河らは結局、唐に戻ることになった。⁽³⁷⁾判官の大伴宿祢御笠・巨万朝臣大山は四月七日(壬申)に大伴古麻呂・吉備真備とともに叙位に与っているので、第二もしくは第三船で帰国したのであろう。

これら使人の他に、留学生藤原朝臣刷雄、学問生船連夫子、延慶膳臣大丘らもこの年に帰国している。⁽³⁸⁾このうち藤原刷雄は仲麻呂の六男で、天平勝宝四年閏三月九日(丙辰)に遣唐副使以上が内裏で節刀を給されたとき、大使・副使とともに叙位に与り无位から従五位下

に昇っている。留学生とはいえ、刷雄は父仲麻呂（当時、大納言兼紫微令で從二位⁽³⁹⁾）の威光により特別な扱いを受けていたことが知られる。帰国後の動向は定かでないが、仲麻呂が反乱を起して敗死した天平宝字八年九月十八日（壬子）に幼いときより禪行を修めていたという理由で刷雄だけが死を免れていること、『唐大和上東征伝』⁽⁴⁰⁾の巻尾に帰国をともした鑑真の死を傷む詩が載せられていることから推すと、唐僧との交流を続けながら仏道修行に取り組んでいた様子が浮かび上がってくる。

船夫子については、天平勝宝六年十一月十一日（辛未）の外従五位下の叙位を出家を理由に辞退した記事しか残らないが、『唐大和上東征伝』に鑑真らとともに薩摩國阿多郡秋妻屋浦に到着して一行を大宰府に導き、鑑真の入京時には訳語を勤めたと記される延慶に夫子を比定する説⁽⁴¹⁾がある。延慶は「武智麻呂伝」の筆者で仲麻呂の家僧と推定される人物であるから、右の見方が成り立つならば、刷雄と夫子親密な関係のもと唐土で勉強に励んでいたことになる。

膳大丘は、大学助教正六位上の地位にあった神護景雲二年（七六八）七月三十日（辛丑）の言上の中で、「大丘、天平勝宝四年、随使入唐、問先聖之遺風、覽膠庠之余烈、国子監有西門、題曰文宣王廟。時有国子学生程賢、告大丘曰、今主上尊崇儒範、追改爲王」と入唐時の見聞を述べ、孔子を文宣王と号することを進言し勅許されている。大丘は、天平勝宝七歳四月二十一日付造東大寺司牒⁽⁴²⁾に興福寺の經典奉請使としてその名が見え、同歳八月十六日付某寺勅

經所牒⁽⁴³⁾では日下に自署を加えている。また、『日本後紀』弘仁五年（八一四）十月乙丑（二十二日）条の興福寺伝灯大法師位常様の卒伝には、「初爲同寺（興福寺）善珠大徳弟子、請問内教、又善膳大丘、土師乙勝、學習外伝」とあつて興福寺僧との交流が伝えられているので、大丘は儒学のみならず仏教にも造詣が深かったことが窺える。

こうした遣唐使一行の唐での活動について、『続日本紀』では前記の朝賀の席で新羅と順位を争った話と膳大丘の国子監參觀の話が見えるに過ぎないが、『東大寺要録』⁽⁴⁴⁾卷一所引の「延暦僧録」「勝宝感神聖武皇帝菩薩伝」には、次のような具体的な記事が載せられている（便宜のため七段（一）〜（七）に分けて掲出する）。

- (一) 又発使入唐、使至長安、拜朝不私塵、唐主開元天地大宝聖武応道皇帝云、彼国有賢主君、觀其使臣、趁揖有異、即加号日本爲有義禮儀君子之国、
- (二) 復元日拜朝賀正、勅命日本使可於新羅使之上、
- (三) 又勅命朝衡領日本使、於府庫一切処遍有、至彼披三教殿、初礼君主教殿、御座如常莊飾、九經三史、架別積載厨籠、次至御披老君之教堂、閣少高頭、御座莊嚴少勝、厨別籠函盈滿四子太玄、後至御披釈典殿宇、顕教嚴麗殊絶、龕函皆以雜宝、廁填、檀沈異香莊、技御座、高広倍勝於前、（中略）御座及案經架宝莊飾尽諸工巧、
- (四) 皇帝又勅、摸取有義禮儀君子使臣大使副使影、於蕃藏中以記送

遣、

(五) 大藤原清河、拜「特進」、副使大伴宿祢胡万、拜「銀青光祿大夫光祿卿」、副使吉備朝臣真備、拜「銀青光祿大夫秘書監及衛尉卿」、朝衛等致「設也、

(六) 開元皇帝御製詩、送「日本使」^五、日下非「殊俗」、天中嘉「会朝」、朝介懷義遠、矜爾畏途遙、漲海寬「秋月」、帰帆駛「夕颺」、因声彼君子、王化遠昭々、特差「鴻臚大卿蔣挑挽」、送至「揚洲」看取、発「別隸淮南」、勅「虬致使魏方進」、如「法供給送遣、

(七) 其大使私請「揚洲龍興寺鑑真和上等渡海」、將「伝「戒律」、自「勝宝六年二月四日」至「聖朝」、勅安「置東大寺」、

まず、(一)では、長安に到着早々拜朝に及んだ遣唐使を皇帝(玄宗)は賢主君の使臣と慰勞し、国号を日本と加えるとともに「有義礼儀君子之國」と称えている。皇帝から国号を改めて認定される点は、当時の日唐關係を反映するものとして注意される。(二)の元日朝賀の出来事については前記の大伴古麻呂の報告に詳しく見えている。

(三)では、勅命により朝衛と日本使が府庫と三教殿を巡覽する様子が記されている。とりわけ、三教殿の君主教(儒教)殿・老君之教(道教)堂・釈典(仏教)殿の様相が詳細に描かれており、「孝経」「老子」「金剛般若経」の親注を天下に頒示していた玄宗の三教尊重ぶりを伝えている。(四)では、再び勅命があり大使・副使の影を模取したことが記(五)では、朝衛らの周旋により大使・副使が唐の官職を拝したことが記されている。

(三) (五)に見える朝衛、すなわち阿倍仲麻呂は、靈龜二年(七二六)

度の遣唐使に従つて留学生として吉備真備や玄昉とともに唐へ渡り、真備と玄昉は天平四年度の遣唐使と一緒に同七年に帰国したが、仲麻呂はそのまま唐に留まり玄宗に仕えていた。「旧唐書」卷一九九上

(東夷)には、「其偏使朝臣仲滿、慕「中國之風」、因留不去、改「姓名」為「朝衛」、仕「歴左補闕」、儀「王友」と見えている。天平十一年十月二十七日(丙戌)に渤海使とともに入京した入唐判官平群朝臣広成の十一月三日(辛卯)の報告によれば、悪風に遭つて崑崙國に漂着した広成はひそかに脱出して唐に戻り、阿倍仲滿(仲麻呂)を介して渤海路から帰国する許可を皇帝から得ることができたという。在唐の仲麻呂が、遣唐使一行の便宜をはかつていたことを伝える話であるが、それは先の(三)(五)から知られるように天平勝宝二年後の遣唐使の場合でも同じであった。特に今回は、かつての学友吉備真備と、天平四年度の遣唐使船で入唐経験のある大伴古麻呂が遣唐副使として来唐している。仲麻呂は使人と皇帝の仲介に腐心していたものと思われる。恐らく、その努力が皇帝の意に叶い、(六)にあるような送別の御製詩が日本使に贈られることになったのであろう。⁽⁴⁹⁾

(七)では、大使藤原清河が私に鑑真らを請じて渡海したとあるが、これは、「唐大和上東征伝」に「弟子等先録」和上尊名并持律弟子五僧、「已奏「開主上」、向「日本」伝「戒」、主上要「令」將「道士」去」、日本君王先「崇」道士法」、便奏留「春挑原等四人」、令「住学」道士法」、為此和上名亦奏退」と記されるように、鑑真らの渡海許可の条件に道士の同

の同行を求めた皇帝に対し、使人側が道士法を学ばせるため春挑原ら四人を残留させることにし、鑑真らの招請を取り下げたためであった。「冊府元龜」卷九九九（外臣部、請求）に「（開元）二十三年閏十一月、日本国遣其臣名代来朝、献表懇求老子経本及天尊像、以帰于国、発揚聖教、許之」と見える天平四年度の遣唐副使中臣朝臣名代のように、道教の典籍と尊像の請求だけでは皇帝の歡心が買えなくなっていたのであろう。前回にも増して、日本に対する道教受容の要求が強くなっていたのである。

藤原清河らは、「日本君主先不崇道士法」を理由に玄宗の要請を拒否することになるが、道教とともに玄宗が重んじる儒教と仏教については事情を異にしていた。周知のように、天平四年度の遣唐使に従って帰国した吉備真備は礼楽関係の書籍と器具を、同行の玄昉は大量の經典と仏像を日本に請求し、また大伴古麻呂は唐人陳延昌から付託された「遺教経」を、中臣名代は揚州白塔寺僧玄湜の書写による「肇論疏」を、それぞれ持ち帰っている。今回の遣唐使一行も唐文化の摂取に熱心であったはずで、前記の藤原副雄・船夫子（延慶か）・膳大丘といった留学・学問生らの場合は、玄宗治下の仏教事情に強い関心を抱いていたものと思われる。この点は、天平宝字年中に「道璿和上伝纂」⁵²を著わした吉備真備や、「遺教経」を託された大伴古麻呂も同じであろう。天平宝字五年三月二十二日に奉写一切経所が、当時進めていた周忌斎一切経書写に加えるため内堂から奉請した「去天平勝宝六年入唐廻使所請来」の大小乗経論賢聖集別生并目錄外経一

〇七卷の存在は、こうした彼らの活動の一端を伝えている。

在唐中の仏教典籍の入手には、使人と皇帝の仲介役を果たした阿倍仲麻呂の尽力があったものと見られる。先の鑑真招請の例から知られるように、遣唐使一行を管下に置く皇帝玄宗の意向如何が彼らの活動や任務遂行に大きな影響を与えたとすれば、日本にとって抵抗の少ない儒教・仏教の尊重策受け入れには積極的にならざるをえないであろう。特に仏教に関しては、前回の天平四年度遣唐使のときには、まだ天下に頒示されていなかった「御注金剛般若経」が道氤によって宣演され、また石刻して建てられるなど民間への普及がはかられていた。日本では、天武朝から宮中で講説され、中国では唐初に至るまで八百余家の解註があったという「金剛般若経」の御注であれば、「同経」をめぐる研究書や民間信仰とともに、その受容に吝かではなかったであろう。「御注金剛般若経」の請求を伝える記録は残らないが、先の大小乗経典類とともに天平勝宝六年の入唐廻使が持ち帰っていた可能性が高い。

五 「金剛般若経」書写の背景

天平勝宝七年正月四日（甲子）、孝謙天皇は「為有所思、宣改天平勝宝七年、為天平勝宝七歳」と勅し「年」を「歳」に改めた（「続日本紀」）。玄宗が天宝三載正月に「年」を「載」に改めた（「旧唐書」卷九）例に倣うもので、入唐廻使の知見にもとづく最初の施策

と見られる。これに次ぐのが同九歳四月四日(辛巳)の中男・正丁の年齢繰り上げ策と『孝経』一本の家藏指示であるが、その間に二年三カ月の時間的な隔りがある。これは、天皇の周辺で諸事が立て込み政情が安定していなかったためと思われる。

『統日本紀』によると、天平勝宝六年七月十九日(壬子)に太皇太后藤原朝臣宮子が崩じ、七年正月元旦の朝賀は諒闇のため廃された。また宮子の崩後、病状が悪化していた聖武太上天皇が七歳十月二十一日(丙午)に不子となり、病氣平癒のため諸山陵に奉幣使が派遣された。その後、聖武は持ち直し一旦回復するが、翌八歳四月十四日(丁酉)に再び不子となり五月二日(乙卯)に崩じている。これ以降、九歳二月まで葬送・追善関係の諸行事が続くが、同歳三月二十日(戊辰)に天皇の寢殿に「天下太平」の瑞字が現れると、政局は大炊王の立太子へと大きく動き、前記の第二の施策が出されてくるのである。

政権をほぼ確立した藤原仲麻呂は、大炊王の即位までの間に第二節で見たような唐風政策、とりわけ玄宗に先蹤を求める施策を次々と打ち出してくるが、それは、吉備真備が天平勝宝六年四月五日(庚午)に大宰大式に転じ、大伴古麻呂は橘朝臣奈良麻呂の妾に坐し同九歳七月六日(己酉)に杖下に死していることから推すと、六男の刷雄や家僧と推定される延慶らの知見に負うものであろう。

そのような中で、天平宝字元年九月に仲麻呂政権の支柱ともいえるべき光明皇太后の健康に異変が生じたらしく、造東大寺司内の写経所では、紫微中台の要請を受け、九月から十月にかけて延命法を説く『金

剛壽命陀羅尼經』と『諸仏集会陀羅尼經』が合わせて一〇二五巻書写されている。³⁶ 造東大寺司の写経機関でこのような陀羅尼經が大量に書写された例はこれまでになく、仲麻呂が刷雄らの持ち帰った知識をもとに光明の延命をはかろうとしたものと思われる。写経所では、翌二年二月から四月にかけて『四分律』三部一八〇巻の書写が行なわれた³⁷ あと、六月下旬から紫微内相(藤原仲麻呂)の宣により、『金剛般若經』一〇〇〇巻の書写が開始されている。³⁸ 一カ月後の七月二十八日(戊戌)に出される『同経』の重用策(国別に三〇巻を書写し、国分僧寺に二〇巻、尼寺に一〇巻安置)が、玄宗の『御注金剛般若經』の天下頒示に倣うものとすれば、『金剛般若經』の大量書写は、玄宗の聖節で誦誦されたという『同経』の延命信仰を振り所にした事業と評価することができるであろう。その延命の対象とされたのは、先の陀羅尼經書写の場合と同じく光明であった。

七月四日(甲戌)の勅で光明の寝膳不安が伝えられると、病氣平癒のため『千手千眼經』一〇〇〇巻・『新羅索經』一〇部二八〇巻・『薬師經』一二〇巻の書写が紫微内相の宣により命じられ、³⁹ 写経所では二つの大規模写経が並行して進められることになった。八月十六日になると再び紫微内相の宣があつて『金剛般若經』一二〇〇巻の書写が写経所に命じられ、⁴⁰ さらに同月十八日頃には知識『大般若經』書写の命令も出された。⁴¹ これらの一連の写経事業に呼応するかのようになり、七月二十八日(戊戌)には前記の『金剛般若經』の重用策が、八月十八日(丁巳)には水旱疫病の災を除くため天下諸国に『般若心經』の

念誦を求める勅がそれぞれ出されてくるのである。

このうち、『金剛般若経』二二〇〇巻書写は、先の「同経」一〇〇〇巻書写に続く二度目の延命祈願のため底本を代えて実施された事業と見られるが、知識「大般若経」書写や「般若心経」の念誦は、従来護国的な効能に期待してのものであろう。ただ、知識「大般若経」の場合は、諸官人や僧尼らが知識となつて一部六〇〇巻の「大般若経」を一巻ずつ書写し、「般若心経」では老若男女が起坐行歩に「摩訶般若波羅蜜」を念じる点に目新しさが認められる。唐においても同様の例があるのかどうか管見の及ぶところではないが、八月に入つてからの「大般若経」「般若心経」をめぐる施策は、『金剛般若経』に端を發した般若經典の尊重策と見られるので、これらも入唐廻使の知見に負つていた可能性がある。

もつとも、『金剛般若経』の大量書写については、藤原仲麻呂の唐風趣味だけでは割り切れない問題がある。遣唐使の一行は、長安において第三節で述べたような北宗禅や法相系の人々による『金剛般若経』の研究に触れたであろうし、膳大丘は、次に引用する宝龜十年閏五月二十四日付の淡海真人三船の書状（大安寺僧戒明宛）⁽⁶⁵⁾に見えるように、金剛藏菩薩による『金剛般若経』の注釈書を日本に齎しているからである。

一昨使至、垂示徒唐新来釈摩訶衍論、聞名之初喜、見龍樹之妙釈、開卷後恨、穢馬鳴之真宗、今檢此論、実非龍樹之旨、是愚人假菩薩高名而所作耳、(中略)今大德当代智者、何勞遠

路持此偽文来、昔膳大丘從唐持来金剛藏菩薩注金剛般若経亦同此論、並偽妄作也、願早藏匿、不可流轉、取笑於万代、真
人三船白、

ここでは、戒明が唐から持ち帰つた「大乘起信論」の注釈書「釈摩訶衍論」を淡海三船は偽撰と論難しているが、その中で、以前にも膳大丘によって偽妄の作である「金剛藏菩薩注金剛般若経」が齎されたことがあると述べている。

淡海三船は、石上朝臣宅嗣とともに「文人之首」と称される奈良時代の代表的な知識人であるが、『龍論抄』所引の「延暦僧録」「淡海居士伝」には「童年厭俗、折尚玄門、於天平年、伏膺唐道璿大德、為息置、探聞三藏、披檢九経」「勝宝年、有勅令還俗、姓真人、起唐学生、因患制亭」とあり、天平年に唐僧道璿に師事して出家したこと、勝宝年に還俗して真人姓を賜わつたが病患のため学生として入唐できなかつたことが述べられている。⁽⁶⁶⁾三船が学問生に起用されたのは天平勝宝二年度の遣唐使の折で、同学に膳大丘や藤原刷雄がいた。三船は不運にも渡唐を断念せざるをえなかつたが、親交のあつた刷雄を介して唐の新しい情報を知り、大丘の齎した金剛藏菩薩注を見る機会を得たのであろう。その三船が、この書を偽妄の作と断じたのは、『金剛般若経』について相当深い見識があつたためと思われる。

三船が師事した道璿は、伝戒のため天平八年八月に遣唐副使中臣名代の船で来朝し大安寺に止住していたが、吉備真備の「道璿和上

「傳纂」には道璿の師は普寂と記されている。⁽⁶⁷⁾ 普寂は前記のように北宗禪の祖神秀の弟子で、「金剛般若經」にも精通し、七二〇〜七三〇年頃には普寂の影響下に「金剛般若經注」が現れているが、その書が膳大丘が齋した金剛藏菩薩注であったとされている。⁽⁶⁸⁾ 恐らく、道璿の在唐中には「金剛般若經注」はまだ著わされておらず、三船が道璿から北宗禪で重視される「金剛般若經」の解釈法を伝授されていたとしても、従来の注釈書とは異なって悟りへの実践という視点から附会的な經文解釈が目立つという「金剛般若經注」（金剛藏菩薩注）⁽⁶⁹⁾ に違和感を抱き、偽妄の作の烙印を押すに至ったのであろう。

一方、この書を日本に持ち帰った膳大丘は、帰国後、興福寺の經典奉請使となり、某寺勘經所では興福寺僧と見られる永金⁽⁷⁰⁾と勘經實務に従事していた。大丘の場合、伝が残らないので出家の有無は明らかでないが、当時の文人の多くが仏教に強い関心を抱いていたことや、⁽⁷¹⁾ 帰国後の動向から推せば、大丘は入唐以前から興福寺との繋がりを保持していたのではないかと思われる。周知のように興福寺は法相宗の拠点寺院で、義淵・玄昉・善珠らが元興寺の南寺系に対し北寺系の法相宗を興隆させていた。⁽⁷²⁾ 善珠の弟子常棣と外伝の学習をしたと伝えられる大丘は、こうした興福寺僧との交流を通して法相教学にも親しんでいたものと思われる。

在唐中の大丘は、前記のように国子監の參觀を果たしているが、阿倍仲麻呂の仲介で唐の仏教界にも出入りする機会を得たことであろう。そのような中で、法相系の道氤による「御注金剛般若波羅蜜經宣

演」の存在を知った大丘は「金剛般若經」への関心をかき立てられ、「同經」にまつわる注釈書類を収集し日本に持ち帰ったものと見られる。その中に、北宗禪とかかわりの深い先の金剛藏菩薩注も含まれていたのである。

淡海三船の書状から窺われる新来の「金剛般若經」の注釈書をめぐむる動きは、当時の文人間だけではなく彼らがかかわりを持つ寺院にも波及したであろう。僧尼らが、これに対してどのような反応を示したのかは不明とせざるをえないが、鑑真とその弟子の来朝という新たな中国仏教伝来の画期を迎え、膳大丘らが齋した情報の吸収にも余念がなかったはずである。その意味で、「金剛般若經」一〇〇〇巻書写の建議者を興福寺別当の慈訓に求めようとする見方は興味深く、大丘と興福寺の繋がりを念頭にすれば、仏教界からの反応を示すものとして留意される。

光明皇太后の延命祈願のため実施された「金剛般若經」の大量書写は、藤原仲麻呂の唐風政策の一環として捉えることができるが、仲麻呂はまた、文人や僧尼間における「金剛般若經」への関心の高まりを、副雄や側近の延慶や慈訓らを通して認知していたものと見られる。二度にわたる書写に際し、異なる漢訳本を底本に据えたのは、こうした仏教界の動向を受けた延慶らの考案にかかるのであろう。

おわりに

本稿では、天平宝字二年における『金剛般若経』大量書写の背景をめぐって検討を加えてきたが、これを要するに、そこには天平勝宝六年の入唐廻使が持ち帰った唐玄宗皇帝の『金剛般若経』尊重策が反映されており、藤原仲麻呂は官制・税制等の施策と同じく唐風政策の一環として『金剛般若経』を重用し、光明皇太后の病氣平癒と延命のため二度にわたる『同経』の書写事業を実施したということになるだろう。これは、冒頭で提示した①の問題、すなわち『金剛般若経』が二度にわたって大量に書写された理由に対する筆者なりの解答である。

これに対して、②の再来の漢訳本が底本に据えられた理由については十分な考察を加えることができなかったが、膳大丘が持ち込んだ金剛藏菩薩注に対する淡海三船の反応から窺われるように、『金剛般若経』の再来の注釈書が文人間さらには僧尼間にも影響を与えていたことが注意される。入唐廻使は、為政者だけではなく仏道修行に励む人々の間にも『金剛般若経』に対する新たな関心をかき立てていたわけだ。②の問題は、こうした『金剛般若経』の受容の度合を測ることによって説明が可能になると思われる。この点は、③の『千手千眼経』一〇〇〇巻・『新羅索経』一〇部二八〇巻・『薬師経』一二〇巻書写との相互関係の問題と合わせて後考に委ねざるをえないが、それらは、入唐廻使や鑑真とその弟子が齎した再来の中国仏教を為政者や僧尼・

文人らが撰取する過程で生じた出来事であることには相違ないであろう。

限られた史料の中から中国仏教受容の様相を読み取ることが、写経事業を理解する上で重要な課題となってきた⁽⁷⁾。

注

- (1) 山本「天平宝字二年における御願経三六〇〇巻の書写―全体像の把握のために―」(『正倉院文書研究会編『正倉院文書研究』3・4、吉川弘文館、一九九五・九六年)。
- (2) 松田誠一郎「光明皇太后不念と唐招提寺木彫群」(『仏教芸術』一五八、一九八五年)。
- (3) 天平宝字二年の御願経書写は、宮崎健司「天平宝字二年の写経事業―七月四日内相宣写経を中心として―」(『古代文化』四一九、一九八九年)、同「天平宝字二年の写経―慈訓と慶俊をめぐって―」(『堅田修編『日本史における社会と宗教』所収、文栄堂書店、一九九一年)でも詳論され、建議者についての考察がなされているが、この点は第五節で言及する。
- (4) 三枝充恵「般若経の成立」(平川彰・梶山雄一・高崎直道編『講座・大乘仏教』2所収、春秋社、一九八三年)。
- (5) 『日本書紀』は日本古典文学大系本(岩波書店)、『続日本紀』は新日本古典文学大系本(岩波書店)、『日本後紀』以下の正史は新訂増補国史大系本(吉川弘文館)による。

- (6) 『続日本紀』天平九年八月丙辰、同十三年三月乙巳、神護景雲元年十月庚子、宝亀元年七月乙亥、同八年三月癸酉、延暦八年十二月庚寅などの各条。鶴岡静夫「古代における大般若経への依拠」(同『古代仏教史研究』所収、文雅堂銀行研究社、一九六五年)参照。
- (7) 『続日本紀』宝亀元年正月戊寅、同三年六月甲子の各条に仁王会が見える。『大般若経』については前掲注(6)を参照。
- (8) 『日本後紀』大同元年三月辛巳、『続日本後紀』天長十年六月癸亥、承和元年四月丙戌、『日本文徳天皇実録』仁寿二年十二月丁亥などの各条。
- (9) 天平勝宝六年二月十八日付造東寺司解案(続々修十ノ二十六、『大日本古文书(編年文書)』(東京大学出版会)十三ノ五〇〇五七。以下では正倉院文書の種別と『大日本古文书』収載の巻・ページ数を右のように記す)。文書名は、『大日本古文书』及び東京大学史料編纂所編纂『正倉院文書目録』(東京大学出版会、一九八七〜一九九九年)による。
- (10) 間紙検定并使用帳(続々修二十六ノ七裏、十三ノ二三〜二八)。
- (11) 天平宝字二年十一月三日付東寺写経所解案(続々修四十五ノ三裏、十四ノ二二六〜二三四)。
- (12) 天平勝宝九歳六月十五日付写書所解(案)(続々修四十二ノ五、十三ノ二二一)。
- (13) 『般若心経』は宮崎健司「年料多心経について」(『仏教史学研究』三五二一、一九九二年)、『仁王般若経』は中林隆之「日本古代の仁王会」(『正倉院文書研究』6、一九九九年)参照。
- (14) 以下、本文で年月日を付した事項は断らない限り『続日本紀』による。
- (15) 坂本太郎「古代の日本」(坂本太郎著作集第一巻、吉川弘文館、一九八九年)第一篇六(一)(初出は一九六〇年)。
- (16) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、一九六九年)一八六〜三五六ページによる。
- (17) 中華書局刊。
- (18) 中華書局刊。
- (19) 『大正新脩大藏経』第四九卷三七五ページ、No.二〇三五、大正新脩大藏経刊行会。以下、『大藏経』四九ノ三七五のように略記する。
- (20) 『大藏経』五〇ノ七九五、No.二〇六一。
- (21) 大化書局刊。
- (22) 『大藏経』八五ノ八〜九、No.二七三三。
- (23) 道飢伝には、「初玄宗注経、至若有人先世罪業応墮惡道乃至罪業則為消滅」、雖提免翰「頗見狐疑」(『大藏経』五〇ノ七三五)と見える。『金剛般若経』(鳩摩羅什訳)の当該箇所には、「是人先世罪業応墮惡道、以今世人輕賤故、先世罪業則為消滅」とある。分節と本文は、梶芳光運『金剛般若経』(仏典講座6、大藏出版、一九七二年)による。
- (24) 鎌田茂雄『中国仏教史』第五卷(東京大学出版会、一九九四年)九七ページ。『宋高僧伝』卷八の慧能伝には、「偶聞鄮肆問誦金剛般若経、能疑神属垣遲遲不_レ去、問曰、誰_レ迎受_レ学此経、曰_レ從_レ蕪州黄梅馮茂山忍禪師_レ勸_レ持此法、云_レ即得_レ見性成_レ仏也、能聞_レ是説_レ若_レ渴夫

之飲「寒漿」也」「大藏經」(五〇ノ七五四)と見える。唐代仏教の展開と各宗の概容については、右の鎌田茂雄著書第二章及び同「中国仏教史」第六卷(東京大学出版会、一九九九年)第四章を参照。

(25) 末木文美士「奈良時代の禪」(「禪文化研究所紀要」一五、一九八八年)。普寂と次の義福の伝は「宋高僧伝」巻九にも見える(「大藏經」五〇ノ七六〇〜七六一)。

(26) 鎌田前掲注(24)著書第六卷七二六〜七三二ページ。一行伝は「宋高僧伝」巻五にも収められる(「大藏經」五〇ノ七三二〜七三三)。

(27) 「大藏經」四九ノ三七三。

(28) 伊吹敦「初期禪宗における『金剛經』」(阿部慈園編「金剛般若經の思想的探究」所収、春秋社、一九九九年)。

(29) 伊吹敦「北宗禪の新資料―金剛藏菩薩撰とされる『観世音経讀』と『金剛般若経註』について―」(「禪文化研究所紀要」一七、一九九一年)。

(30) 平井有慶「敦煌本・道瓠集『御注金剛經宣演』考」(「印度学仏教学研究」二二―一、一九七三年)、同「敦煌流伝の金剛般若経」(「金剛般若経の思想的探究」所収、前掲注(28)参照)。

(31) 上海古籍出版社刊。

(32) 鎌田前掲注(24)著書第五卷九七ページ。

(33) 勝崎裕彦「般若経の靈驗記類―『金剛般若経』を中心として―」(「大正大学研究論叢」四、一九九六年。後に、「金剛般若経の思想的探究」(前掲注(28)参照)に再録)。

(34) 高橋佳典「玄宗朝における『金剛經』信仰と延命祈願」(「東洋の思想と宗教」一六、一九九九年)。

(35) 吳夢麟「房山石経本『唐玄宗注金剛經』録文―附整理后記」(「世界宗教研究」一九八二年第二期、中国社会科学出版社)では、北京郊外の房山雲居寺の石経から発見された天宝元年八月十五日刻の「御注金剛般若経」の全文を紹介し、天下に頒示されて、七、八年ばかりで當時の京師を千里以上も離れた幽州の百姓が「御注金剛般若経」を石刻しているのは、玄宗の政策的な成功を物語ると指摘されている(本論文の解説には相愛大学教授孫久富氏の御教示を得た)。

(36) 天平勝宝二年九月二十四日(己酉)任(吉備真備の副使任は同三年十一月七日(丙戌))、同四年閏三月頃出発(「統日本紀」)。

(37) 「統日本紀」宝龜十年二月乙亥条の藤原清河薨伝を参照。阿倍仲麻呂については、蔵中進「唐大和上東征伝の研究」(桜楓社、一九七六年)第十一章第三節「阿倍仲麻呂在唐詩二首の周辺」を参照。

(38) 藤原副雄の帰国を伝える記録は残らないが、後述のように鑑真の死を傷む詩を作っていることから鑑真一行と行動をともにしたと推定されている(岸前掲注(16)著書一五八〜一六二ページ)。膳大丘の場合、天平勝宝七歳四月に經典奉請使となっている(後述)ことからの推定である。

(39) 「統日本紀」天平勝宝元年八月辛未、同二年正月乙巳条。

(40) 辻善之助・久松潜一監修、竹内理三編「寧楽遺文」下巻(東京堂出版、一九六二年)八九五〜九〇八ページ。

- (41) 蘭田香融「惠美家子女伝考」(同「日本古代の貴族と地方豪族」)所収、塙書房、一九九二年。初出は一九六六年。
- (42) 横田健一「家伝、武智麻呂伝研究序説」(同「白鳳天平の世界」)所収、創元社、一九七三年。初出は一九六二年。
- (43) 東京・個人蔵、「大日本古文書」二五ノ一八五―一九三。
- (44) 塵芥二十一裏、「大日本古文書」四ノ七二―七三。
- (45) 筒井英俊校訂、国書刊行会、一九七一年再版。初版は一九四四年。
- (46) 靈龜二年八月二十日(癸亥)任、同三年二月頃出發(「続日本紀」)。
- (47) 天平四年八月十七日(丁亥)任、同五年四月出發(「続日本紀」)。
- (48) 「続日本紀」宝龜六年十月壬戌、天平十八年六月己亥条。
- (49) 御製詩については、蔵中前掲注(37)著書第十一章第五節「開元皇帝御製詩」「送日本使^{五音}」の周辺を参照。
- (50) 「続日本紀」天平七年四月辛亥、同十八年六月己亥条。
- (51) 東野治之「唐の文人蕭穎士の招請」「遣唐使の諸問題」(同「遣唐使と正倉院」)所収、岩波書店、一九九二年。初出は一九八二・八九年、一九七九年。
- (52) 「寧楽遺文」下巻八八九ページ。
- (53) 奉写一切経所解案(奉写一切経所解移牒案内)(続々修三ノ四、「大日本古文書」十五ノ四二―四六)。
- (54) 中村元・紀野一義訳註「般若心経・金剛般若経」(岩波文庫、一九六〇年)の「金剛般若経」解題、梶芳前掲注(23)著書三二―四四ページ参照。
- (55) 天平勝宝六年十一月八日(戊辰)の勅では、「奉_二為_一二尊御体平安、宝壽増長_一、一七之間、屈_二冊九僧_一、掃_二依薬師琉璃光仏_一、恭敬供養」と述べられている。ここでの「二尊」は聖武太上天皇と光明皇太后を指すが、聖武の病氣平癒のため「薬師琉璃光本願功德経」の統命法による供養が行なわれたことは、同三年十月二十三日(壬申)の詔にも見える(以上「続日本紀」)。
- (56) 天平宝字元年十月十四日付写経所解案(続々修十八ノ五、「大日本古文書」四ノ二四二)。以下、天平宝字二年八月に至るまでの写経事業の経緯については山本前掲注(1)論文を参照。
- (57) 経紙出納帳(続々修三十七ノ四、「大日本古文書」三ノ六一二)。
- (58) 天平宝字二年十一月十五日付造東寺司写経目録案(続々修十八ノ六裏、「大日本古文書」十四ノ二五七―二五八)。
- (59) 天平宝字二年七月四日付紫微内相宣(続々修八ノ一、「大日本古文書」四ノ二七四)。
- (60) 前掲注(58)に同じ。
- (61) 知識「大般若経」書写については、山本「天平宝字二年造東大寺司写経所の財政運用―知識経写経と写経所別当の錢運用―」(「南都仏教」五六、一九八六年)を参照。
- (62) 「宝冊鈔」巻八所収(「大藏経」七七ノ八二〇―八二二、No.二四五三)。
- (63) 「続日本紀」天応元年六月辛亥条の石上宅嗣薨伝には、「自_二宝字_一後、宅嗣及淡海真人三船為_二文人之首_一と見える。
- (64) 後藤昭雄「延暦僧録」「淡海居士伝」佚文(同「平安朝漢文文献の

研究』所収、吉川弘文館、一九九三年。初出は一九八八年)に掲げられた翻刻訳注による。

- (65) 『経国集』巻一〇(『群書類従』第八輯、続群書類従完成会)には、刷雄の出家に際し、三船の作った詩「和藤六郎出家之作」が収められている。また、刷雄が鑑真の死を傷んで作った詩は、三船述作の『唐大和上東征伝』に載せられている。

- (66) 安藤更生『鑑真大和上伝之研究』(平凡社、一九六〇年)八二〜八六ページ。

- (67) 「伝纂」に引用された「碑文」の前序に、「昔三蔵菩提達磨、天竺東來至於漢地、伝禪法於慧可、可伝僧璨、璨伝道信、信伝弘忍、忍伝神秀、秀伝普寂、寂即我律師所事和上也」とある。

- (68) 伊吹前掲注(29)論文。

- (69) 前掲注(68)に同じ。

- (70) 大平聡「天平勝宝六年の遣唐使と五月一日経」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻所収、吉川弘文館、一九九三年)。

- (71) この点は、「文人之首」とされた淡海三船と石上宅嗣が仏道修行に励んでいたことから察せられる。山本「早良親王と淡海三船―奈良末期の大安寺をめぐる人々―」(『弘法大師の思想とその展開』、高野山大学密教文化研究所紀要・別冊1、一九九九年)参照。

- (72) 富貴原章信『日本唯識思想史』(富貴原章信仏教学選集第三巻、国書刊行会、一九八九年。初版は一九四四年)第五章参照。

- (73) 宮崎健司「天平宝字二年の写経―慈訓と慶俊をめぐって―」(前掲注

(3) 参照)では、書写を終えた経巻の大半が慈訓のいる法華寺嶋院に奉請されていることをもとに、慈訓を建議者に比定している。

- (74) その意味で、栄原永遠男「鑑真将来経の行方」(同『奈良時代の写経と内裏』所収、塙書房、二〇〇〇年。初出は一九九七年)は重要な作業である。

〔付記〕

本稿は、二〇〇〇年五月十三日に行なわれた大阪市立大学日本史学会での発表要旨をもとにまとめたものです。当日、御清聴いただいた皆様に厚くお礼を申し上げます。